

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(加工品に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこの法律による改正後の種苗木(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する加工品については、育成者権の効力は及ばないものとする。

(育成者権の存続期間に関する経過措置)

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後に品種登録を受ける品種に係る育成者権について適用し、この法律の施行前に品種登録を受けた品種に係る育成者権については、なお従前の例による。

農林水産大臣 島村 宣伸

内閣総理大臣 小泉純一郎

森林組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第六十号

森林組合法の一部を改正する法律

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第二項第五号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第六号及び第八号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

第九条第二項第九号及び第十一号から第十三号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第八項中「組合は」の下に、「第四項の規定によるほか」を加え、林道以外の施設(第十項の規定によるものを除く。)を「その事業」に改め、同項ただし書中「この条」を「この項」に改め、その事業の分量の額の下に(政令で定める事業については、政令で定める額)を加え、同条第九項を削り、同条第十項中「組合は」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、同項を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第一項に掲げる事業
- 二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)

第九条第十項を同条第九項とする。
第二十六条第一項中「組合員」の下に、「(次条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「出資組合」を「事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た出資組合」に改める。
第二十七条第一項第四号中「施設」を「事業」に改め、同項に次の一号を加える。

- 五 前各号に掲げる者のほか、組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でその組合の事業を利用することを相当とするもの

第三十一条第一項ただし書中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。
第三十四条及び第三十七条第二項第一号中「施設」を「事業」に改める。
第五十条第四項中「いつ」の下に、「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、農林水産省令で定める事項の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならぬ。

2 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。
第五十九条第三項中「組合員」を「書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員」に改める。

第六十一条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項中「変更」の下に(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)を加え、同条に次の一項を加える。

- 4 組合は、第二項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十五条第五項中「第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項」を「次条第二項、第四項及び第五項」に改める。
第六十五条の二を次のように改める。

- 第六十五条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員(准組合員を除く。)に当該議決の内容を通知しなければならない。
- 2 前項の総代会の議決に関し、組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の召集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から三週間以内に総会を召集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、当該総代会の議決の日から一月以内に行ななければならない。

3 第五十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。
4 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会召集の手続をしないときは、監事は、総会を召集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の決議は、その効力を失つ。第八十三条第四項を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第八十四条第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二の二以上の多数による賛成を得なければ」を「議決しなれば」に改める。

第八十九条第二項中「第八十三条第七項」を「第八十三条第六項」に改める。
第九十二条中「第五十一条まで」を「第五十条まで、第五十一条」に改める。

第一百零一条第二項中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条、第五十二条」に改め、「及び第五号」を削り、「第六十一条第一項第七号」を「第六十一条第一項第六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、「森林組合」との下に「、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」とを加え、同条第四項中「第四項及び第七項」を「第六項」に、「第八十三条第五項」を「第八十三条第四項」に改め、「、第八十四条第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二の二以上の多数による賛成を得なければならない」とあるのは「議決しなればならない」とを削る。

第一百零一条第一項第二号中「施設」を「事業」に改め、同項第七号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第八号及び第十号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 所屬員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

第一百零一条第一項第十一号、第十三号から第十五号まで及び第十八号中「施設」を「事業」に改め、同条第七項中「連合会は」の下に、「第二項の規定によるほか」を加え、林道以外の施設(第九項の規定によるものを除く。)を「その事業」に改め、同項ただし書中「この条」を「この項」に改め、その事業の分量の額の下に(政令で定める事業については、政令で定める額)を加え、同条第八項を削り、同条第九項中「連合会は」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第八項とする。